

2025年度 ケルン大学人文学大学院（ドイツ）との交換留学生募集要項
（秋学期からの送付）

1. 受入大学：ケルン大学人文学大学院（ドイツ）

2. 募集人数：5名（秋学期送り出しと春学期送り出しの合計）

*ただし、留学期間を半年とする場合、2名ずつで年間10名となることがある。

3. 留学期間： **【1年】 2025年10月上旬～2026年7月中旬** }
 【半年】 2025年10月上旬～2026年2月上旬 } (いずれかを選択すること)

*上記留学期間と定期試験が重複する場合は必ず事前に相談に来ること。

4. 出願資格：文学研究科に在学中の者。あるいは、文学研究科への入学手続きを完了した者。

①ドイツ語での講義を受講する場合

ドイツ語における Common European Framework of Reference (CEFR)の B2.1、または TESTDAF Stufe 3、あるいは Goethe-Zertifikat C1などで、自身のドイツ語能力を示せる者。

②英語での講義を受講する場合

TOEFL iBT®テストのスコアが80点以上あるいはIELTSのスコアが5.5以上である者。または、Common European Framework of Reference (CEFR)の B2レベルの英語能力を示せる者。

5. 出願期間：2025年3月14日（金）～3月21日（金）消印有効

6. 送付先：〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

今出川キャンパス教務センター（文学部）〔良心館1階〕

※簡易書留で送付し、受領証に記載されている引き受け番号を、

文学部事務室 (ji-bunjm@mail.doshisha.ac.jp) までメールで連絡すること

7. 出願書類：

(1) 留学申込書（研究科所定のもの）

(2) 指導教員、あるいはそれに準ずる者の推薦状（研究科所定のもの）

(3) 成績証明書

(4) 志望理由書（留学の動機および達成目標等詳細に記載したもの）

（和文：A4判横書1,600字程度と英文：A4サイズ1,000 words）

(5) 保証人同意書（学部所定のもの）

(6) ドイツ語もしくは英語の能力を客観的に示すもの

（語学能力試験等における点数またはレベル）

（ドイツ語の場合：ドイツ語検定試験など、英語の場合：TOEFL iBT®テストなど）

※各試験等に定める有効期限内の点数(スコア)またはレベルを示すものを提出すること。

8. 候補者選定：面接および成績で総合的に判断し、候補者を決定します。

(面接の日時・場所は追って通知します。)

9. 決定者発表：正式決定はケルン大学人文学大学院からの受け入れ承諾を待って、

2025年6月頃になる予定です。

10. 同志社大学協定大学との併願について：

ケルン大学への留学を希望する学生で、併せて同志社大学協定大学への留学を希望する者は併願することができます。ただし、ケルン大学人文学大学院への留学候補者に決定した場合、その他の大学への出願は取り消され、以後留学先を変更することはできません。

11. 留学先大学の授業料等：

受け入れ機関は入学検定料、入学金、授業料、および諸費を免除します。旅費、居住費、生活費、保険料は学生の自己負担とします。なお、健康保険は、原則としてドイツの法定健康保険(110ユーロ/月)に加入することとなります。また、ケルン大学での事故に対する保険やケルン大学の所在するノルトライン・ヴェストファーレン州(ケルンおよびその周辺を含む)の無料交通費を含む負担金(282.95ユーロ)を学期ごとにケルン大学に支払う必要があります。

12. 同志社大学への学生納付金：

留学する学生は留学中、所定の学生納付金を本学に納入してください。

13. 単位認定：

ケルン人文学大学院での修得単位は大学院学則に基づき、15単位を上限として認定します。

14. 留学決定後の提出書類：

- (1) 留学先大学願書書類一式(指定された期日までに)
- (2) 在学留学願(ケルン大学人文学大学院より受け入れの承諾があり次第)
- (3) 留学出発届(出発日時が決定次第)
- (4) 履修科目継続願(希望者のみ)

15. 帰国後の提出書類

- (1) 留学帰国届(帰国後すぐ)
- (2) 取得単位認定願(帰国後できるだけ早く)
- (3) ケルン大学人文学大学院での成績証明書および単位認定に関する必要書類(帰国後できるだけ早く)
- (4) 留学報告書(A4判横書2,000字程度、帰国後2ヶ月以内)

16. その他：

- (1) 留学中は、毎月末にレポートを提出していただきます。授業科目、授業方法、授業内容、理解度等について詳細に報告してください。留学にあたっての事務上の問題点、改善方法等についてもあわせて報告してください。
- (2) 帰国後は、上記の報告書の提出とあわせて報告会を開催することがあります。

以 上